

平成20年6月13日（金）14：00～16：00  
特別養護老人ホーム カーサ・レスパート

記録：各務原市介護保険相談センター  
介護支援専門員 杉山 理恵

今回は、「緊急短期入所ネットワーク」についての説明を中心に、初の「施設部会」との合同開催でおこないました。

また美谷苑の日高さん作成の資料にもとづき、プライバシー保護に関する研修、倫理に関する研修もおこなわれました。

### 1. 「緊急短期入所ネットワーク」について –美谷苑 若園さんより（別添資料参照）

- 現在の受け入れ窓口施設は、飛鳥美谷苑。
- 飛鳥美谷苑の生活相談員等が、ケアマネジャーや行政担当者から、「緊急短期入所を必要とする利用者がある」という連絡を受け、ネットワーク加盟施設に連絡を取る。
- 「緊急の定義」は「介護を行うものの疾病、その他やむを得ない理由により一時的に介護を受けることができない場合」。これ以上の細かい決まりは無い。
- 緊急時に、この窓口を通さなくてはいけない、ということではない。これまでのように個別に連絡を取ることはもちろん良い。
- 4月から実施しており、今までに2件の受け入れあり。（美谷1、カーサ1）
- 1日50単位、7日間までの加算がつく。
- 緊急のショート利用になるため、施設によっては「認定情報・主治医意見書」で、医療情報を必要とする。

上記に関連し、主治医意見書のコピーについて・・・

#### それぞれのケアマネ事業所はどうしているか？

- ・ 名前の部分を消してコピーしています。
- ・ 基本的にコピーはしていませんが、どうしても必要と言われた場合、施設に直接持参しています。
- ・ 各事業所から、確認書を書面でもらってから、コピーを渡しています。
- ・ はじめから配ることはせず、申し出があれば直接渡すなどケースバイケース。  
認定期間2年で、2年前の情報を渡しても意味がないので、口頭で申し送りするなどしています。

- 不動丘ガーデンヒルズ 脇田さんより（岐阜市の事例などから）

- ・ 「生活介護」の施設のため、医療措置の内容などで受け入れを判断させていただくことがある。ケアマネージャーから、主治医に「ショートステイを利用して問題ない」という確認をしてもらえれば、診断書は必ずしも必要ではない。
  - ・ ショートステイを何ヶ月も利用される場合について。特養で稀にあるように、「長期ショート → 入所 になだれこむ」ということがない。介護者の急な入院や、退院後すぐに自宅に戻れない等、かけ込み寺としてショート利用していただくのはよいが、その後の展望がない場合がある。ショート側から話し合いを促すこともあり。
  - ・ 在宅で落ち着いている状態から、少しずつショート利用に慣れていただく、という方法をおすすめしている。
  - ・ 長期間ショート利用していると、飽きたり、入居者同志の人間関係の問題が起こる場合もある。そういう時、気分転換をかねて、他施設との相互利用という方法をとっている。
- 質問「各施設で、医療的にはどこまで受け入れ可能かを知りたい」
- ◆ 飛鳥美谷苑・・・急性期× 気管切開× 夜間痰吸引× 胃ろう・透析○  
日中なら点滴、IVHO
  - ◆ カーサ・レスパイト・・・IVH× 胃ろう 何名かみえます。常時点滴は×  
その時々で体制などで判断しています。
  - ◆ メゾン・ペイネ・・・入所は各務原市在住の方に限る。他市から、各務原市の家族の家に住所を移して入所、という相談増えているが、在住年数長い方を優先している。  
胃ろう○ 人口呼吸器× 気管切開△
  - ◆ ジョイフル新那加・・・各務原在住で介護1～5の方。家族がみえ、住所変  
更できれば、他市からでも可能。  
胃ろう○ 酸素濃縮機○ バルーンカテーテル○  
ストマ○、点滴×  
主治医は東海中央、永田内科だが、変更していただく必要はなし。通院は基本的に家族にお願い。  
1ヶ月の短期利用も可。
  - ◆ 菜の花・・・気管切開、人口呼吸器、鼻腔栄養、IVH ×（併設の新鵜沼ケアクリニックの入院からの受け入れ時は検討できる場合も）  
胃ろう○（重度の方のベッド数決まっており、待ちが長く

なることあり)

インスリンの方△(ある程度の人数まで可)

在宅酸素の方は、酸素の医療保険が使えない関係で×

- ◆ 不動丘ガーデンヒルズ・・バルーンカテーテル、ストマ、インスリン △  
(主治医や訪問看護との連携が取れ、落ち着いている場合受け入れることあり。)
  
- ◆ ハート介護センターグループホーム・・自立歩行できる方に入居してもらっている。基本的に通院はご家族で。バルーンカテーテル、胃ろう 断ること多いが応相談。

## 2. 倫理に関する研修 (別添資料参照)

## 3. プライバシー保護に関する研修 (別添資料参照)

## 4. その他

- ・ 地域包括支援センタージョイフル各務原 富田さんより  
予防プラン作成している方へ。要支援1・2で訪問介護・通所介護利用している方がショートステイを利用された場合、訪問介護・通所介護は日割り計算の単位数で請求することになりましたので、ご注意ください。
- ・ 七耀の杜 田井さんより  
居宅から、月途中で小規模利用となった場合や、逆に小規模から居宅利用となった場合、居宅のケアマネージャーが給付管理をおこなうこととなります。小規模多機能利用については日割りの単位数となります。

以 上